

公益財団法人小林がん学術振興会

定 款



第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、公益財団法人小林がん学術振興会（英文名称：Kobayashi Foundation for Cancer Research）と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(規律)

第3条 当法人は、別に定める自主行動基準の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第4条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当法人は、がんの解明と薬物療法に関する先駆的学術研究並びに革新的学術研究に対する助成及び表彰、がん治療分野における優れた社会活動に対する表彰及び最新の学術情報の普及啓発を通じた人材育成活動に対する助成を行うことにより、当該分野の学術および科学技術の振興を図り、がん治療成績の向上及び進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) がん薬物療法に関する先駆的治療法に対する研究助成
- (2) がん薬物療法に関する革新的治療法に対する研究助成及び表彰
- (3) がんの診断と治療に関する基礎的研究の助成及び表彰
- (4) がん治療分野におけるめざましい社会的貢献に対する表彰
- (5) 最新がん薬物療法に関するシンポジウムの開催及び刊行物を通じた普及啓発活動に対する助成
- (6) その他当法人の目的を達成するに必要な事業

2 前項第1号、第2号、及び第3号の事業は、日本全国において、また、前項第4号、第5号及び第6号の事業は、本邦及び海外において、行うものとする。

(公告の方法)

第6条 当法人の公告は、官報に掲載する方法による。

第3章 資産及び会計

(財産の拠出)

第7条 設立者は、別紙に掲げる財産目録に記載された財産を、当法人のため

に提出する。

(事業年度)

第8条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第9条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。なお、これらの書類については、その後開催される直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の処理)

第11条 当法人は、剰余金の配分を行わないものとする。

第4章 評議員

(種類及び定数)

第12条 当法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)の規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(3) 評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとし、再任を妨げない。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 評議員に対して、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(責任の免除)

第16条 当法人は、評議員の一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、総評議員の同意によって、免除することができる。

第5章 評議員会

(構成と種類)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員のうち、1名を評議員会議長とする。

(評議員会議長)

第18条 評議員会議長は、評議員会において選定及び解職される。

2 評議員会議長は、評議員会の議長を行う。

3 評議員会議長が欠けたとき又は評議員会議長に事故があるときは、

出席した評議員の中から議長を選定する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の総額及び支給の基準
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 合併契約の承認、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部廃止
- (7) 理事会において評議員会に付議した事項
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては第23条第1項の書面又は同条第2項の電磁的方法に記載した目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(理事の選任権限と第三者が関与できる範囲)

第20条 評議員会において理事を選任する場合には、設立者の意見を参考にすることができる。

(種類及び開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要に応じて開催することができる。

(招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第23条 代表理事は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2 代表理事は、前項の書面による通知に代えて、法令で定めるところにより、あらかじめ、評議員に対し、その用いる電磁的方法の種類

及び内容を示し、書面又は電磁的方法の承諾を得ることによって、電磁的方法により通知を発することができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(定足数)

第24条 評議員会は、評議員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第25条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更(ただし、この定款の第4条又は第13条を変更する場合を除く。)

(3) 吸収合併及び新設合併

(4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第26条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなすものとする。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員会議長及び理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 役員等

(役員の種類及び定数)

第28条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、1名を常任理事とすることができる。
- 4 前項の常任理事をもって一般社団・財団法人法第197条で準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、常任理事は、理事会において別に定める職務権限規程により、当法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び常任理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) 理事会に出席し、必要であると認めるときは意見を述べること
なお、自ら必要と判断したときは、評議員会に出席し意見を述べること
- (3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること
ただし、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること

- (5) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること
- (6) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(役員任期)

- 第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第33条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

- 第34条 理事及び監事に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員等のうち親族等の数)

- 第35条 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

- 2 当法人の監事には、当法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 3 本条及び13条2項3号において「特殊の関係がある者」とは、次に掲げる者とする。
 - (1) 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者
 - (2) 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって維持しているもの
 - (3) 前二号に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
 - (4) 当該親族関係を有する役員等及び前三号に掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第2条第15号に規定する役員（イにおいて「会社役員」という。）又は使用人である者
 - イ) 当該親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人
 - ロ) 当該親族関係を有する役員等及び前三号に掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

（取引の制限）

第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

（責任の免除）

第37条 当法人は、役員的一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、評議員会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

（会長及び顧問）

- 第38条 当法人に、会長1名及び顧問10名以内を置くことができる。
- 2 会長及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
 - 3 会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(会長及び顧問の職務)

- 第39条 顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。
- 2 会長は、代表理事の委嘱に応え、第5条第1項に定める研究助成及び表彰の贈呈者となることができる。

第7章 理事会

(構成)

- 第40条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限等)

- 第41条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び常任理事の選定及び解職

(開催)

- 第42条 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 2 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 第31条第1項第4号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が直接招集したとき

(招集及び通知)

- 第43条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び前条第2項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 代表理事は、前条第2項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第44条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第45条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第46条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の議決権の3分の2以上の議決を得て変更することができる。ただし、第4条に規定する目的、第5条に規定する事業、並びに第13条第1項に規定する評議員の選任並びに解任の方法及び第51条に規定する公益目的取得財産残額の贈与を除く。

- 2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の議決権の4分の3以上の議決を得て、第4条に規定する目的、第5条に規定する事業、並びに第13条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。
- 3 前2項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければな

らない。

(合併等)

- 第49条 当法人は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第50条 当法人は、一般社団・財団法人法第202条第1項第2号を除く各号、第2項及び第3項に規定する事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第51条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第52条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(贈与又は遺贈をする者、役員又は親族)

- 第53条 この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、この法人の役員又はこれらの者の親族等（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号規定する親族等）に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないものとする。

第9章 委員会

(選考委員会)

- 第54条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、選考委員会を設置することができる。
- 2 選考委員会の委員は、理事会が選任及び解任する。

- 3 選考委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の議決により選考委員会規程に定める。

第10章 事務局

(設置等)

- 第55条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、所要の職員を置くことができる。
 - 3 重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第56条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を適正に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第57条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、別に定める。

第12章 補則

(委任)

- 第58条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団・財団法人法第163条に定める設立の登記の日から施行する。
- 2 当法人の設立時評議員、同理事及び同監事は、第13条第1項及び第30条第1項の規定にかかわらず、設立者の定める次項に掲げる者とする。その任期は第14条第1項並びに第32条第1項及び第2項の規定に定めるそれぞれの任期と同様とする。
- 3 当法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。

設立時評議員 小林幸雄

〃 評議員 田口鐵男

〃 評議員 坪井栄孝

- ” 評議員 大沼尚夫
- ” 評議員 古川貞二郎

4 当法人の設立時理事及び同監事は、次に掲げる者とする。

- 設立時理事 松本忠昌
- ” 理事 垣添忠生
- ” 理事 伊賀立二
- ” 監事 高橋嗣雄

5 当法人の設立初年度の事業年度は第8条の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第302条第1項に定める日から平成21年3月31日までとする。

6 設立者の名称及び住所は、次のとおりである。

- 住所 東京都千代田区神田錦町1丁目27番地
- 名称 大鵬薬品工業株式会社
- 代表取締役社長 宇佐美 通

平成20年12月1日

(改正履歴)

平成20年12月1日作成

平成20年12月1日認証

平成20年12月9日施行 (法人成立日)

平成21年5月12日改正施行

平成21年9月18日改正施行

平成22年6月24日改正施行

平成24年6月19日改正施行

平成25年6月20日改正施行

平成26年6月16日改正施行

平成26年11月7日改正施行

平成26年12月3日改正施行

平成27年6月18日改正施行

別紙

(設立時拠出財産目録)

- ・拠出金 300万円

当法人の定款に相違ございません。
公益財団法人小林がん学術振興会
代表理事 森山 泰寿



